

町有車売払仕様書

1 売却車両の概要（令和7年4月21日現在）

車名	車種	初度登録	乗車定員	車両番号	総排気量	型式	走行距離	車検
日野	ポンチョ	H25.1.18	32人	山形230 さ2501	5.12L	SDG－ HX9JLBE	313,367 km	R7.4.4

【特記事項】・AT車 ・車検切れ ・使用済み予備タイヤ11本付

2 入札参加資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人等を対象とします。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 成年被後見人
- (2) 未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結の為の同意を得ていない者
- (3) 破産者で復権を得ていない者
- (4) 市町村民税（法人にあっては法人住民税）、固定資産税及び法人税・消費税及び地方消費税などに関し、未納額がある者
- (5) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第256号）に基づく再生手続きの申立てをしているもの。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に規定する者
- (7) 別紙、誓約書（3）のとおり記載内容に該当する者。
- (8) 配送手段を確保できない者

3 売却条件

- (1) 落札者は、落札決定後5日以内に、本町と売買契約を締結していただきます。
- (2) 買受人は、契約の締結後7日以内に代金を支払っていただきます。（支払は、本町が発行する納入通知書により指定金融機関に納入する方法で行うこと。）
- (3) 売却物件は、現状渡しとし売却後の車両の不調、故障及び損傷等に関する一切の苦情は受け付けません。
- (4) 売却代金納入後、7日以内に名義変更等を行うこと。
- (5) 名義変更等諸手続きに係る費用は、買受人が負担すること。
- (6) 名義変更後、速やかに車検証（写）を山辺町町民生活課に提出すること。
- (7) 売却物件の引渡しは、名義変更完了後とします。
- (8) 物件の配送手段の確保及び費用は、買受人が負担すること。
- (9) 車体の「やまのべ」等文字表記を撤去し、写真で報告すること。

4 入札参加申込書の提出期間、場所及び方法

申込書の提出期間に入札参加申込書を提出しない方又は入札参加資格がないと認められた方は、この入札に参加することができません。

- (1) 入札参加申込書等配布場所

場 所 山辺町役場 1階 町民生活課

（町ホームページからも様式等をダウンロードできます）

(2) 入札参加申込書の提出方法、提出場所及び提出期間

ア 提出方法 入札参加申込書は、山辺町町民生活課に持参又は郵送するものとし、電子メール及び伝送は不可とします。

イ 提出場所 山辺町役場 1階 町民生活課 (〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地)

ウ 提出期間 令和7年6月3日(火)から令和7年6月19日(木)まで(土・日曜日・祝日を除く。) 午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は令和7年6月19日(木)必着)

エ 提出部数 1部

オ 提出書類

(ア) 入札参加申込書

(イ) 添付書類(個人)

・誓約書

・同意書(未成年者の場合)

・納税証明書(未納額がないことの証明)(発行後2ヶ月以内のもの)

※住所地市町村の市町村税等に未納額がない旨の証明書(非課税の場合はその証明書)

・マイナンバーカード等の写し又は本人の住所、氏名等確認できるもの(顔写真があるもの)

(ウ) 添付書類(法人)

・誓約書

・登記事項証明書(写し可)

・納税証明書(未納額がないことの証明)(発行後3ヶ月以内のもの)

※所在市町村の市町村税等に未納額がない旨の証明書

※参加資格確認後、「一般競争入札参加資格確認通知書」及び「入札書」等を送付します。

5 物件の公開の日時及び場所(内覧可・試乗不可)

(1) 期 日 令和7年6月6日(金)

午後2時から午後4時まで

※都合が合わない場合は、前日までに町民生活課(023-667-1109)までご連絡ください。

(2) 場 所 山辺町緑ヶ丘5番地 山辺町役場

6 入札手続き等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 場 所 山辺町役場 3階 委員会室(2)

イ 日 時 令和7年7月3日(木) 午前10時00分

(2) 入札保証金

入札予定額の5%以上の金額を入札当日まで町民生活課窓口で納付してください。

入札保証金の20倍までしか入札できませんので、ご注意ください。

(例) 必要な入札保証金の額

(入札しようとする金額) (入札保証金)

100,000円×5/100 = 5,000円以上

1,000,000円×5/100 = 50,000円以上

(3) 入札の方法

入札書の直接持参によるものとし、郵送、電子メール及び伝送は不可とします。

(4) 入札回数

1回とします。

7 入札当日の持参書類等

入札当日は、下記の書類を持参し、入札会場に来場してください。

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書

入札参加資格確認のため持参してください。(入札参加申込書の受理後、送付します。)

(2) 委任状(代理人が入札に参加する場合)

法人等で代表権がない方が入札に参加する場合又は個人でやむを得ない事由により代理の方が入札に参加される場合は、委任状を持参すること。なお、委任状は入札参加申込書の受理後に送付するものを使用してください。

(3) 入札書及び封筒

所定の入札書様式、封筒を使用してください。

8 入札の注意事項

(1) 山辺町指定の様式以外の書面による入札は、無効とします。

(2) 入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の封筒に入れて入札執行者に提出してください。

(3) 入札金額には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額(入札金額)に、消費税相当額(10%)と、自動車リサイクル料金(27,870円)を加えた金額になります。

(4) 入札金額は、入札書に右詰めで算用数字により表示し、金額の頭部に¥記号を記入してください。

(5) 理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めません。

9 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格がない者のした入札

(2) 入札者が、同一事項に対し同時に2以上の入札をしたとき。

(3) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。

(4) 入札者が、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。

(5) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。

(6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

10 開札及び落札者の決定

(1) 開札

入札直後直ちに入札者の前で開札します。

(2) 落札者の決定

最高の価格で入札した者を落札者とします。また、最高価格で入札した者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

11 契約の締結及び代金の納入

- (1) 落札者は、契約決定の日を含めて5日以内に山辺町指定の売買契約書により契約を締結していただきます。
- (2) 売払い代金は、その金額を売買契約締結後7日以内に、町の指定した納入通知書により納入していただきます。
- (3) 契約保証金は契約金額の10%とします。

12 その他

- (1) 申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却いたしません。
- (3) 落札決定までは、入札参加者及び参加予定者数は公表しません。
- (4) 落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡してはなりません。
- (5) 契約者が契約条項に違反した場合は、契約を解除し違約金として、契約金額の10分の1に相当する金額を山辺町に納入していただきます。

13 問い合わせ先

〒990-0392

山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

山辺町町民生活課 生活環境係

電 話 023-667-1109

F A X 023-667-1108